

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第三号

平成二十七年三月二十日(金曜日)

午後九時開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 佐藤ゆかり君 理事 鈴木 淳司君

理事 田中 良生君 理事 三原 朝彦君

理事 八木 哲也君 理事 中根 康浩君

理事 鈴木 義弘君 理事 富田 茂之君

理事 穴見 陽一君 理事 井上 貴博君

理事 石川 昭政君 理事 大岡 敏孝君

理事 大見 正君 理事 岡下 昌平君

理事 梶山 弘志君 理事 勝俣 孝明君

理事 神山 佐市君 理事 黄川田仁志君

理事 佐々木 紀君 理事 塩谷 立君

理事 白石 徹君 理事 白須賀貴樹君

理事 瀬戸 隆一君 理事 関 芳弘君

理事 富樫 博之君 理事 長尾 敬君

理事 野中 厚君 理事 福田 達夫君

理事 藤井比早之君 理事 細田 健一君

理事 宮崎 政久君 理事 山田 賢司君

理事 若宮 健嗣君 理事 神山 洋介君

理事 近藤 洋介君 理事 篠原 孝君

理事 田嶋 要君 理事 渡辺 周君

理事 落合 貴之君 理事 木下 智彦君

理事 國重 徹君 理事 藤野 保史君

理事 真島 省三君 理事 野間 健君

經濟産業大臣 宮沢 洋一君

經濟産業副大臣 山際大志郎君

經濟産業副大臣 高木 陽介君

經濟産業大臣政務官 関 芳弘君

政府特別補佐人 田中 俊一君

(原子力規制委員会委員長)

政府参考人 西田 直樹君

(内閣府地域経済活性化支

援機構担当室次長)

政府参考人 青木 信之君

(総務省大臣官房審議官)

政府参考人 豊田 欣吾君

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人 星野 次彦君

(財務省大臣官房審議官)

政府参考人 田中 正朗君

(文部科学省研究開発局長)

政府参考人 石井 淳子君

(厚生労働省政策統括官)

政府参考人 井上 宏司君

(経済産業省大臣官房地

域 經濟産業審議官)

政府参考人 黒澤 利武君

(經濟産業省大臣官房審議

官)

政府参考人 菅原 郁郎君

(經濟産業省經濟産業政策

局長)

政府参考人 片瀬 裕文君

(經濟産業省產業技術環境

局長)

政府参考人 富田 健介君

(經濟産業省商務情報政策

局長)

政府参考人 上田 隆之君

(資源エネルギー庁次長)

政府参考人 高橋 泰三君

(資源エネルギー庁次長)

政府参考人 糟谷 敏秀君

(資源エネルギー庁廃炉・

汚染水特別対策監)

政府参考人 木村 陽一君

(資源エネルギー庁省エネ

ルギー、新エネルギー部

政府参考人 北川 慎介君

(中小企業庁長官)

政府参考人 佐藤 悦緒君

(中小企業庁事業環境部長)

政府参考人 大村 哲臣君

(原子力規制庁長官官房審

議官)

政府参考人 竹内 大二君

(原子力規制庁長官官房原

子力安全技術統括官)

經濟産業委員会専門員 乾 敏一君

委員の異動

三月二十日

辞任 補欠選任

勝俣 孝明君 長尾 敬君

佐々木 紀君 白須賀貴樹君

白石 徹君 山田 賢司君

武村 展英君 瀬戸 隆一君

同日 補欠選任

白須賀貴樹君 佐々木 紀君

瀬戸 隆一君 藤井比早之君

長尾 敬君 勝俣 孝明君

山田 賢司君 白石 徹君

同日 補欠選任

藤井比早之君 大岡 敏孝君

同日 補欠選任

大岡 敏孝君 武村 展英君

三月十九日

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入

につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めるとの件(内閣提出、承認第

一号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入

につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めるとの件(内閣提出、承認第

一号)

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○江田委員長 これより會議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占

の禁止及び公正取引に関する件について調査を進

めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣

府地域経済活性化支援機構担当室次長西田直樹

君、総務省大臣官房審議官青木信之君、外務省大

臣官房審議官豊田欣吾君、財務省大臣官房審議官

星野次彦君、文部科学省研究開発局長田中正朗君、

厚生労働省政策統括官石井淳子君、經濟産業省大

臣官房地域經濟産業審議官井上宏司君、經濟産業

省大臣官房審議官黒澤利武君、經濟産業省經濟産

業政策局長菅原郁郎君、經濟産業省產業技術環境

局長片瀬裕文君、經濟産業省商務情報政策局長富

田健介君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、資

源エネルギー庁次長高橋泰三君、資源エネルギー

庁廃炉・汚染水特別対策監糟谷敏秀君、資源エネ

ルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長木村陽

一君、中小企業庁長官北川慎介君、中小企業庁事

業環境部長佐藤悦緒君、原子力規制庁長官官房審

議官大村哲臣君及び原子力規制庁長官官房原子力

安全技術統括官竹内大二君の出席を求め、説明を

聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

に立つた立たない以前に経産省の方にお尋ねしたら、まだ、正直、失敗例も成功例も取りまどめていなくて、では見える化がどこまでできているのかと言われると、今まだ検討し始めているところなんだと。こういう答弁をされちゃうと、なぜそれを大臣が所信で述べられるのかなというふうに思っています。

成長戦略の見える化、現時点で結構でございますので、大臣の所見をお尋ねしたいと思います。  
○宮沢国務大臣 私は、成長戦略というのは、かつての薄利多売型から少量生産、高付加価値型に変えていくことだろうと思っております。まさにこれは、少量生産ということになれば、中小企業に相当大きな役割を担うことになる。ばいけませんと思っておりますが、残念なことに、中小企業、中堅企業の側からしますと、まだ人ごとであって、自分のこととなかなか思っていただけない。そういう中で、ともかく見える化をしようというところでございます。

おっしゃったように、今、失敗例も含めていろいろなケースをお示しし、そして、例えば、研究開発が自分のところでできない方が多いわけですから、そういう方たちと研究開発機関をつなぐとか、また、まさに高付加価値でありますから、これから伸びるアジアの富裕層というものがかなりターゲットになりますから、中国十五億を相手にするのではなくて、上海のお金持ちたちはこんなものを欲しがっているよとか、大連のお金持ちたちはこうだよ、ハノイのお金持ちはこうだよと、こういう情報も、農産品も含めてしっかりと我々が把握して、ああ、そういうものだったら自分たちもできる、こういうようなことをまず思っていたら、行動に移していただく。こういうことが大事だと思っております。作業を昨年の秋以降進めてまいりまして、私のところでも、関係者に集まっていたら、もう三回ほど実は関係課長たちと私とで議論をしております。したがって、恐らくこれは、一回つくってそれで終わるといふものじゃなくて、それを常にリバ

イズしていくという作業になると思いますが、夏前には、六月ぐらいには、いわゆる成長戦略の改定等々といったようなことが行われると思えますけれども、その辺までにはしっかりと中小企業、中堅企業の方にお示しをしていきたいと思っております。

○鈴木(義)委員 例えば、予算の分科会で私は農林水産大臣にお尋ねしたんですけれども、輸出がたしか六千億ぐらいの昨年度あつて、それを一兆円にしようということなんですか、最終的に、農林水産省が掲げるのは、一兆円のうち、日本国内でつくった農産物をどれだけ使っているかというところをお尋ねしたんです。そうしたら、約七〇％を超えるぐらい国産の原材料を使っていると言っていますけれども、その根拠が余り明確じゃなかったんです。それも、統計のとり方によって、平成十七年、十年前の資料が七三％ぐらいだったんです。

ですから、見える化をするときに、数字の出し方を、ただ貿易の収支だとか、使った使わなかったじゃなくて、やはり、もう少し内容のある、なるべく分野を絞っていったらおかしいんですけれども、わかりやすいデータのとり方をして示していただいた方がいいのかなというふうに思っていますので、ぜひそこところはお願いして、終わりにしたいと思っております。

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私も、落合委員と同じく、昨年末の総選挙で初当選させていただきました。先日、予算委員会ではきょうが初質問となりました。先輩方には、どうぞよろしくお願ひいたします。また、大臣には、ぜひ真摯な御答弁をいただきたいと思ひます。大臣は、先日の所信表明で、原簿について、長期的には依存度を低減させていくと表明をされました。私は、この問題についてお聞きしたいと思ひます。

私は北陸信越ブロックの選出でありまして、福井県の若狭湾の原発、新潟県、そして石川県と、多くの原発があります。とりわけ、新潟の柏崎刈羽には七基、福井県の若狭には十五基ということ、多くの原発が集中しているというのが特徴でございます。

私たちは、安全性が担保されようもない原発については即時ゼロという立場ですけれども、現場を回っておりますと、再稼働賛成だという方も、この小さな狭い地域に原発という危険な施設がこれだけ集中している、このことについては、本当に多くの方が悩んでいらつしやいますし、責任ある考えが聞きたいという声に接してまいりました。

例えば、配付資料でもお配りさせていただきました。一三年五月のものですが、東京電力の柏崎刈羽原発が立地しております新潟県の柏崎市は、福島原発事故を受けて、原子力規制委員会に対して二〇一三年、一四年と二回にわたって要望書を提出しております。

これをちよつと読ませていただきますと、二〇一三年五月のものですが、柏崎刈羽原子力発電所は七つの号機が立地しています。原子力規制委員会として、福島第一原子力発電所の事故の検証の中で、複数基の集中立地については事故対応上の大きな課題として取り上げられていました。この集中立地に対する考え方を明確に説明してください、こういうものであります。

そこで、規制委員会にお聞きします。この柏崎市の要望に対して、どのように回答されたんでしょうか。

○竹内政府参考人 お答えいたします。柏崎市からの二〇一三年五月十日付の要望書につきましては、同年七月十日に文書で回答しました。また、七月二十五日には、市長に對しましてその内容を説明させていただいております。その内容としては、新規制基準においては、一つのサイトに複数の号機がある場合には、全ての号機で同時にシビアアクシデントが発生した場合に

も対応できるような対策を求めているというような内容でございます。

また、二〇一四年八月七日にも要望書がございましたけれども、その際には、柏崎刈羽原子力発電所設置変更許可申請を受けて、同発電所の安全確保に当たっての課題について説明を……(藤野委員「そつちはいいです」と呼ぶ)それはよろしいですか。

○藤野委員 今答弁なさらなかった部分でもう一度確認したいんですけれども、二〇一三年七月十日のお答えの中で、今おっしゃった部分の後に、お書きがあると思うんですが、そのなお書きのところは何と書いてありますか。

○竹内政府参考人 お答えいたします。先ほどの要望書の文書で御回答したものの中には、なお書きといたしまして、なお、原子力発電所の集中立地を行うかどうかについては、原子力規制委員会が申し上げますことではなく、事業者の判断によるもの、こういう回答であります。

そこで、委員長にお聞きしたいんですが、田中委員長は、二月二十五日の予算委員会での私の質問に対して、集中立地については、そう簡単に結論が出る話ではないんですと答弁をされました。私もそのとおりでというふうに聞いて思っております。確かに、集中立地というのをどう考えるのか、どう対応していくのか、大変重いテーマであると思ひます。

ところが、今、規制委員会の柏崎市に対する回答、御答弁いただきましたけれども、集中立地については、規制委員会が申し上げますことではなく、事業者の判断ということなんです。田中委員長、そう簡単に結論が出る話ではないとおっしゃっている話、そういう大事な集中立

地の問題を事業者の判断に委ねていいんでしょか、御答弁ください。

○田中政府特別補佐人 御指摘の集中立地の問題ですけれども、実際には、今そこに原子炉が存在してあります。それで、これについて私どもが、これをやめなさいとか動かしなさいとか言う立場ではありません。まず、事業者からの申請に基づいて、きちっと審査をしていく。その過程で、今先生が御心配のように、いわゆる重大事故、シビアアクシデントが起きたときに、それが大きな環境汚染とかそういうものにつながらないようにするというところで、審査基準もつくりましたし、そういう意味で事業者にもその対策を求めています。

ですから、まとめて言いますと、幾つ以上が複数なのかという問題もありますし、この原子力プラントできちっとそういう対策がとれるというところの対策、ハード的だけじゃなくて、人もいろいろな技術も含めて、そういうことを求めているという意味でございます。

○藤野委員 今、私の質問というのは、委員長自身が、そう簡単に結論が出る問題じゃないんだ、大変な問題なんだという御認識だと思んですけど、それを事業者の判断に委ねる、これはおかしいんじゃないかという質問なんです。ですから、今の答弁ではお答えになっていないと言わざるを得ないというふうに思うんです。

そして、今度は大臣にお聞きしたいんですけども、要するに、事業者の判断に委ねるといようなことをやっていると、どうなるのか。では、その事業者は今一体何を言っているのかということなんです。

今、経済産業省では、将来の電源構成比率についての議論をなさっていると思います。私も読ませていただいているわけですが、電源構成比率の議論につきまして、三月十六日に、関西電力の会長で、かつ関西経済連合会の会長でもある森詳介会長が、記者会見でこう発言されています。原発比率のことですけれども、二〇％などに決めて、

新安全基準に適合したプラントを再稼働させないのをおかしな話だ、審査を加速し、適合するプラントは再稼働させるべきだ、こういう発言でござります。

つまり、今経産省でやられている将来の電源構成比率の議論はおかしな話だ、比率なんか気にせず審査をどんどん通してどんどん再稼働しろ、こういう主張だというふうに報道もされております。

これは経産省で行われている議論についてのコメントですので大臣にお聞きしますが、この発言のように思われますか。

○宮沢国務大臣 まず、原発依存度につきまして、可能な限り低減させるといことが政府の方針であります。

そして、お尋ねのエネルギーミックスにつきましては、一月の末から審議会において、現在、具体的な検討を進めていただいております。

いわゆる発電価格といったものにつきまして、そのもとで検討していただいております。各エネルギーの特性とかバランスに十分に配慮しながら検討をさせていただいております。現時点で私どもから何%というようなことを言ったことございませんし、そういう立場でもございせん。

○藤野委員 別に、私は今パーセンテージを聞いたわけではなくて、そういう構成の議論そのものがおかしな話だというコメントなんです。しかも、一個人の話ではなくて、関西電力のトップですからも、東電が事実上国有化されているもつで、日本最大の民間原発事業者であります。そのトップが、今経産省がやっている議論はおかしな話だ。これはやはり本当に、所管大臣としてしっかりした御見識を示していただきたいと思うんです。

それも後でお聞きしたいんですけども、そのもとで、先ほど来お話もありますけれども、廃炉がその間発表されております。幾つかされているわけですが、五つの原子炉の廃炉がされたと同時に再稼働の申請もされている。さらには、建設中の

原発もあるということなわけです。

廃炉される五つの原子炉、私も出力をちよっと調べてみましたら、五つ足しますと二百二十一万六千キロワットなんです。今つくられている島根の三号機あるいは大間原発、この二つだけで、合わせますと二百七十五万六千キロワット。これに、私の地元にあります、北陸信越ブロックにあります敦賀の三号、四号なんかを合わせますと五百万キロワット近くなるといことで、廃炉、廃炉とマスコミは廃炉の時代のように言っているわけですが、一方で、進んでいるのはリブレースなわけでありまして、逆に言うと、そちらの方が新しく、出力も大きくて、でかくなってしまうということ、これでいいのかわかるとい話になると思うんです。

私が言いたいのは、廃炉を決めたのも、そしてリブレースあるいは再稼働申請を決めるのも全て事業者の判断であります。先ほどから事業者の判断ということを言われるわけですが、大臣の御見解をお聞きします。

○宮沢国務大臣 今、島根また大間というお話をされましたけれども、島根の三号機、それから大間、さらに東通につきましては、これは民主党政権時代から既に設置許可がおりておりましたので、既設扱いということで対処させていただいてきております。

また、さらに申し上げれば、リブレースではなくて新設でございます。

○藤野委員 私はカテゴリー的にはどこでもいいと思っているんですけども、要は、おっしゃったように、東通を含めると、さらに大きくなっていくわけなんです。

私の質問の趣旨というのは、事業者の判断、事業者の場合、判断の基本に何が据わるのか。住民の安全が据わるのか、損得勘定が据わるのか、この問題だと思っております。

今回の廃炉が決まったのも、要は、補強して耐震基準を通るのには時間もかかるしお金もかかる、そういうそらばん勘定が先に立つての決断だということに事業者の方も認めていらつしやいますし、そのようにも報道されている。ですから、事業者の判断ということになってくると、要は、安全というものが退いていくんじゃないのか。あるいは、今経産省で議論されている電源構成比率というののもうなつていくのかわかるといふうになるわけです。

出力の面からいえば、率直に言って、今、目の前で起きている、計画も出されているものだけで見ても、はつきり言って、出力的には大きくなると思うんです。こういうのを焼け太りと言ってしまうんじゃないでしょうか。

私たちは、今、事業者の判断に任せていたら、こうした大事な議論が、住民の安全とか構成比率といった問題が脇に置かれてしまうのではないかと、こういう質問なんです。もう一度御答弁ください。

○宮沢国務大臣 まず、再稼働につきましては、また、先ほどありました島根とか大間の新しい炉を実際に稼働させるに当たりましては、まさに規制委員会におきまして新しい規制基準のもとで適合性を審査していただいて、先ほどおっしゃった安全性等々の確認をしていただく、そして、適合していると認められた場合には再稼働する、また新規に動く、こういうことでありまして、事業者の判断ではなくて規制委員会の審査ということだろうと思っております。

○藤野委員 規制委員会というお話なんですけれども、私、予算委員会でも伺ったんですが、要は、先ほど、冒頭確認させていただいたんですけども、なお書きのところ、集中立地についてどう考えるんだという柏崎の質問に対して、原子力規制委員会は、それは原子力規制委員会ではなく事業者の判断によるものだと回答なんです。

ですから、新規立地だとか集中立地だとか、あるいは再稼働だとか廃炉だとか、大事なところで事業者の判断ということになると、それでは、先ほど言ったように、安全というものが後景に退く

んじゃないか、こういう質問なんです。

もう一度、済みませんが、お願いいたします。

○宮沢国務大臣 予算委員会のやりとりをあのとき聞いていて、うる覚えでございますけれども、たしか、委員長は既設と新設で少し分けた答弁をされていたような気がいたします。

この件について、私どももいたしましたし、まさに規制委員会が新規基準で判断するものと考えておりますが、複数原子炉で同時に重大事故が発生した場合でも、それぞれの炉で独立して事故対応に当たれるよう、十分な数の要員や必要な資材を原子炉ごとに整備することを事業者に対して要求し、そのもとで審査、確認されているものと考えております。

○藤野委員 確かに予算委員会ときは、田中委員長は既設と新設を分けて御答弁をいただきました。ただ、住民の安全という観点からは、原発が動き出すという観点からは、新設の場合も、既設の再稼働の場合も同じではないかというふうに私も質問いたしました。

さらに言えば、例えば、集中立地というのが幾つまでなのか。そういう総合的な判断が下されたとすれば、例えば、柏崎刈羽なんて七つもあるわけです。それを、上限を超えているといった場合に、その七つのうちのどれを再稼働するかじゃなく、どれを廃炉にするかというのが審査の優先順位で上上がってくるんじゃないか、こういうことを私も質問させていただきました。

ですから、集中立地とは何なのか、住民が許容できるリスクというのはどこまでなのかというのを先に議論すべきだ、そうしなければ再稼働なんて議論できるはずがないというふうに思うわけです。

そういう意味では、規制委員会に任すと今大臣はおっしゃいましたけれども、それはあくまで規制委員会がやっている仕事の中では私はいいと思うんですが、規制委員会がやれないと言っていることとか、規制委員会がそれは事業者の判断だ

と言っていることについては、政治が、やはり重いテーマなわけですから、しっかりと責任を果たすべきだ、これが私の質問の趣旨であります。この点では、経済産業省だけでなく政府全体として、この問題はまさに知恵と力を尽くして取り組んでいくべき問題だというふうに思います。

最後になりますが、北陸信越ブロックには、原子炉でいえば日本の原発の約半分が集中しております。廃炉も今回幾つか決定をされましたが、まさにこういうブロックだからこそ、原発からの転換についても全国に先駆けて進めていきたい、その道を切り開いていきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○江田委員長 次に、真鳥省三君。

○真鳥委員 九州沖縄ブロック選出、日本共産党の真鳥省三でございます。よろしくお願

いいたします。

二月二十四日に東京電力が公表しました福島第一原発K排水路の問題について、これが本場に国が前に出た結果なのかということについて質問したいと思っております。

この間の汚染水問題の経過をまとめた資料を配らせていただいておりますので、これをざらんにしながら、よろしくお願いたします。

港湾外の外洋に面するK排水路の排水口から、放射能汚染水が事故の後四年間ずっと海に排出されていた。とりわけ重大なことは、この事実を知りながら東京電力が一年近くはわたって情報を隠し続け、原子力規制委員会が何の対策もとってこなかったことだと思います。

この姿勢は福島の方々の大きな怒りを買って、二月二十六日には福島県議会が全会一致で断固抗議する決議を採択しております。そして、この間、試験操業が三魚種から五十七魚種に拡大するなど順調にきていただけに、漁業関係者の皆さんから、裏切られたと怒りの声が上がっているのは当然のことだと思います。大臣にお聞きします。

東京電力は、K排水路の排出口が港湾外だと知つていながら一年間もデータを公表していなかった理由をどのように説明しておりますか。

○高木副大臣 大臣と私と、同じような形で情報を共有しておりますので、私の方から申し上げたいと思っております。

まず、K排水路の放射性物質濃度については、東京電力から昨年の二月、廃炉・汚染水対策の現地調整会議、これは副大臣が議長を務めておりまして、私の前任の赤羽副大臣が当時は議長を務めておりました、その会議におきまして説明され、資料が公表されました。その後、東電は、原子力規制委員会から示された目標達成に向け、排水路の清掃などを進めてまいりました。この間、東電が測定したデータは公表されず、原子力規制庁に対しても経産省に対しても報告がありませんでした。

測定したデータをなぜ東京電力が公表することがなかったのかについては、率直なところ、よくわからないというのが現状でございます。ただ、今御指摘ありましたように、漁業者の皆様方は、海洋に汚染水が出ている出ていない、またはそういったうわさも含めまして、大変気を使っておられます。

そういう点から申し上げますと、私どもも、漁協の皆様方も何度もお会いをさせていただいておりますけれども、やはりそういう漁業者の方だけではない、被災者の皆様方、または福島県民、もっと言えば国民の皆様方に対してこういう不信感を抱かれないような形で情報公開というものをしっかりとやるべきだ、このように考えております。

○真鳥委員 よくわからないとおっしゃいましたけれども、国として、やはりそれで済ませちゃいけないと思うんです。

東京電力は、二〇一三年の五月から地下水バイパス計画について地元漁協と協議を続けております。そこで浄化処理した地下水は放出しても大丈夫ですと説明しているんですね。その一方で、黙って外洋に汚染水を流し続けていたんですね。これ

以上海を放射能で汚さないでほしいという漁業関係者の思いに寄り添っていないんじゃないですか。二〇一三年の夏に、タンクからの汚染水漏れが大きな問題になりました。同年の九月三十日に、当委員会の汚染水問題に関する閉会中審査で、東電の相沢副社長は、「今後は、迅速でかつ率直なデータの開示ということ、それについて我々として、十分な解析が必ずしも行われていなくてもデータを第一の原則といたしまして、対応してまいりたいというふうに思います。」と答弁されております。

国会答弁というのは国民に対する約束ですよ。今なお東電は、データの公表を第一の原則として対応していない。

大臣、政府はなぜ一年間もこの情報隠しを見逃してきたんですか。

○宮沢国務大臣 情報隠しを見逃してきたわけではなく、私どもに東電の方から、K排水路、これは濃度が高いということは二月の資料で出ていたわけでありまして、これについて、いろいろやってみるんだけれどもなかなか濃度が下がらないという報告があつて、私どもの方からその時点でしっかり全部総チェックをしろうという指示をして、二月二十四日に至ったという経緯であります。

○真鳥委員 福島第一原発では、事故の直後からずっと汚染水の処理が問題になってまいりました。特に、先ほども言ったように、二〇一三年の八月、タンクからの高濃度汚染水の漏れ、これは国際原子力事象評価尺度レベル3相当の重大な事故。

その場しのぎの対策に終始する東電に当事者能力がないということが誰の目にも明らかになって、東電に事故対策の主体を任せていいのかということが問われる中で、政府が策定した汚染水問題に関する基本方針を二〇一三年九月三日に発表しました。その中で、「基本的考え方」として何を

書いてありますか。

## 新潟県柏崎市の原子力規制委員会への 原子炉の集中立地についての要望

柏崎刈羽原子力発電所は7つの号機が立地しています。原子力規制委員会として、福島第一原子力発電所事故の検証の中で、複数基の集中立地については事故対応上の大きな課題として取り上げられていましたが、この集中立地に対する考え方を明確に説明してください。

(2013年5月10日の柏崎市の要望書から抜粋)

福島第一原子力発電所の事故の検証の中で、複数基の集中立地については事故対応上の大きな課題とされましたが、この集中立地に対する考え方について説明してください。

(2014年8月7日の柏崎市の要望書から抜粋)